

第47回山梨県環境保全審議会（平成28年7月26日開催）

審議事項(2)資料

鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護
地 区 の 再 指 定 に つ い て

み どり 自 然 課

第47回山梨県環境保全審議会（平成28年7月26日開催）

審議事項(2) - 1

鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護
地 区 に つ い て （ 概 要 ）

み どり 自 然 課

鳥獣保護区特別保護地区の概要

1 鳥獣保護区制度

鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るために特に必要があると認めるとき、指定することができる区域で、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類がある（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条）。

2 特別保護地区制度

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができる（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条）。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの	狩猟が認められない	20年以内 (本県は10年) 期間の更新が可能
特別保護地区	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの	許可を要する行為 ・工作物の新築等 ・水面の埋立等 ・木竹の伐採	鳥獣保護区の存続期間の範囲内 (本県は10年)

3 鳥獣保護区と特別保護地区の指定状況

鳥獣保護区 39箇所 74,795.9ha
特別保護地区 10箇所 6,331.1ha

4 特別保護地区の指定

(「第11次鳥獣保護管理事業計画(計画期間:平成24~28年度)」)

(1)方針

指定に関する中長期的な方針

ア 特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣保護区内の区域内において、特に、生育環境の保全を図る必要があると認められる区域について、指定する。

イ 指定期間は、その特別保護地区を区域内に含む鳥獣保護区の指定期間に合わせて指定する。

ウ 計画期間中に指定期間満了となる地区は、再指定する。

指定区分ごとの方針

ア 大規模生息地の保護区

多様な鳥獣が生息し、当該保護区において特に必要と認められる中核的區域について指定するものとする。

イ 森林鳥獣生息地の保護区

良好な生息環境となっている区域のうち、特に必要と認められる区域について指定するものとする。

(2)特別保護地区の指定計画(平成28年度に指定期間が満了するもの)

年度	指定区分	鳥獣保護区	特別保護地区	指定面積(ha)	指定期間
H28	大規模生息地	甲斐駒	甲斐駒	421.1	H28.11.1~ H38.10.31
	森林鳥獣生息地	三ツ峠	三ツ峠	70.0	H28.11.1~ H38.10.31
合計			2箇所	491.1	

【参考】鳥獣保護区の存続期間の更新について

特別保護地区は、鳥獣保護区内に指定されるため、その存続が前提となる。

第11次鳥獣保護事業計画において、「・・・指定期間が終了する鳥獣保護区については、全て指定期間を更新する。」とされている。

平成28年度において指定期間が終了する鳥獣保護区は、下表のとおりであり、全て更新を行う予定。

そのほか、新規指定及び既存保護区の変更の予定はない。

〔既指定鳥獣保護区の変更計画〕

年度	指定区分	鳥獣保護区	変更区分	指定面積(ha)	変更後の指定期間
H28	大規模生息地	甲斐駒	期間更新	4,105.0	H28.11.1~ H38.10.31
	森林鳥獣生息地	三ツ峠	期間更新	715.0	H28.11.1~ H38.10.31
	身近な鳥獣生息地	愛宕山	期間更新	287.0	H28.11.1~ H38.10.31
	森林鳥獣生息地	滝子山	期間更新	17.8	H28.11.1~ H38.10.31
合計			4箇所	5,124.8	

鳥獣保護区

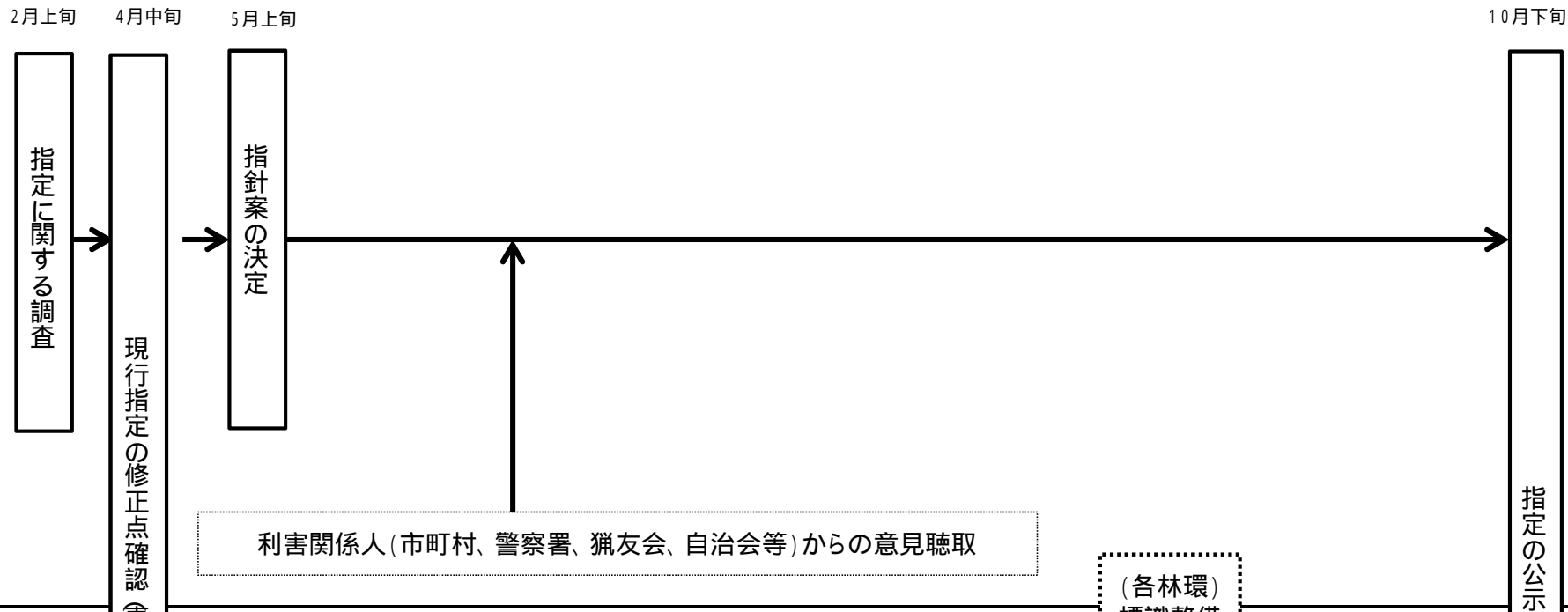
			平成28年4月1日現在		
番号	名称	所在地	指定面積	期間終了年月日	区分
1	八ヶ岳鳥獣保護区	八ヶ岳山麓一帯(北杜市)	6,999.1	H30.10.31	森林
2	甲斐駒鳥獣保護区	南アルプス国立公園一帯(北杜市)	4,105.0	H28.10.31	大規模
3	白鳳鳥獣保護区	南アルプス国立公園一帯(韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町)	20,295.0	H36.10.31	大規模
4	御岳鳥獣保護区	御岳昇仙峡一帯(甲府市、甲斐市)	1,251.8	H30.10.31	森林
5	積翠寺鳥獣保護区	甲府市上積翠寺町一帯	929.4	H35.10.31	身近
6	富士塚万力鳥獣保護区	山梨市万力公園及び万力一帯	200.0	H29.10.31	身近
7	塩の山鳥獣保護区	甲州市塩山塩の山一帯	45.0	H29.10.31	身近
8	大菩薩鳥獣保護区	甲州市塩山大菩薩嶺一帯	1,375.0	H36.10.31	森林
9	秩父連峰鳥獣保護区	奥秩父連峰山梨県側一帯(甲府市、甲州市、山梨市、北杜市、丹波山村)	13,385.0	H37.10.31	大規模
10	小金沢鳥獣保護区	大月市	1,480.0	H36.10.31	森林
11	三ツ峠鳥獣保護区	三ツ峠一帯(都留市、富士河口湖町)	715.0	H28.10.31	森林
12	岩殿山鳥獣保護区	大月市	85.0	H36.10.31	身近
13	富士山北鳥獣保護区	富士山北麓一帯	15,401.0	H30.10.31	大規模
14	身延山鳥獣保護区	身延山久遠寺一帯(身延町)	886.0	H30.10.31	森林
15	愛宕山鳥獣保護区	愛宕山一帯(甲府市)	287.0	H28.10.31	身近
16	四尾連湖鳥獣保護区	四尾連湖一帯(市川三郷町)	40.5	H37.10.31	身近
17	県民の森鳥獣保護区	楡形山一帯(南アルプス市)	995.0	H30.10.31	森林
18	雨畑湖鳥獣保護区	雨畑湖一帯(早川町)	84.0	H32.10.31	集団渡来
19	芦安鳥獣保護区	南アルプス市	7.5	H36.10.31	身近
20	大和鳥獣保護区	甲州市大和町日陰	1.8	H30.10.31	身近
21	唐沢山鳥獣保護区	笛吹市御坂町唐沢山	3.8	H30.10.31	身近
22	片山鳥獣保護区	甲府市山宮町片山	665.0	H30.10.31	森林
23	信玄堤鳥獣保護区	南アルプス市、甲斐市	132.0	H35.11.30	身近
24	旭ヶ丘鳥獣保護区	山中湖村旭ヶ丘	1,675.0	H34.10.31	森林
25	白須鳥獣保護区	北杜市白州町鳥原及び松原一帯	290.0	H35.11.30	身近
26	県立八ヶ岳少年自然の家鳥獣保護区	北杜市高根町念場原	88.0	H35.11.30	身近
27	三郡橋鳥獣保護区	南アルプス市、富士川町、市川三郷	237.0	H30.10.31	集団渡来
28	社会福祉村鳥獣保護区	韮崎市、南アルプス市	191.6	H35.10.31	身近
29	大野鳥獣保護区	上野原市	85.5	H29.10.31	集団渡来
30	山中湖鳥獣保護区	山中湖村	1,360.0	H29.10.31	集団渡来
31	本栖鳥獣保護区	身延町及び富士河口湖町	560.0	H30.10.31	集団渡来
32	上萩原鳥獣保護区	甲州市塩山上萩原	1.6	H34.10.31	身近
33	黒桂河内鳥獣保護区	早川町	60.0	H35.10.31	身近
34	都留いきものふれあいの里鳥獣保護区	都留市	60.0	H37.10.31	身近
35	黒岳鳥獣保護区	笛吹市御坂町	11.7	H34.10.31	森林
36	御正体山鳥獣保護区	都留市、道志村	96.7	H34.10.31	森林
37	篠井山鳥獣保護区	南部町	77.0	H35.10.31	森林
38	笹ヶ岳鳥獣保護区	早川町	615.1	H36.10.31	森林
39	滝子山鳥獣保護区	大月市	17.8	H28.10.31	森林
合計			74,795.9 ha		39件
平成28年度対象面積			5,124.8 ha		4件

特別保護地区

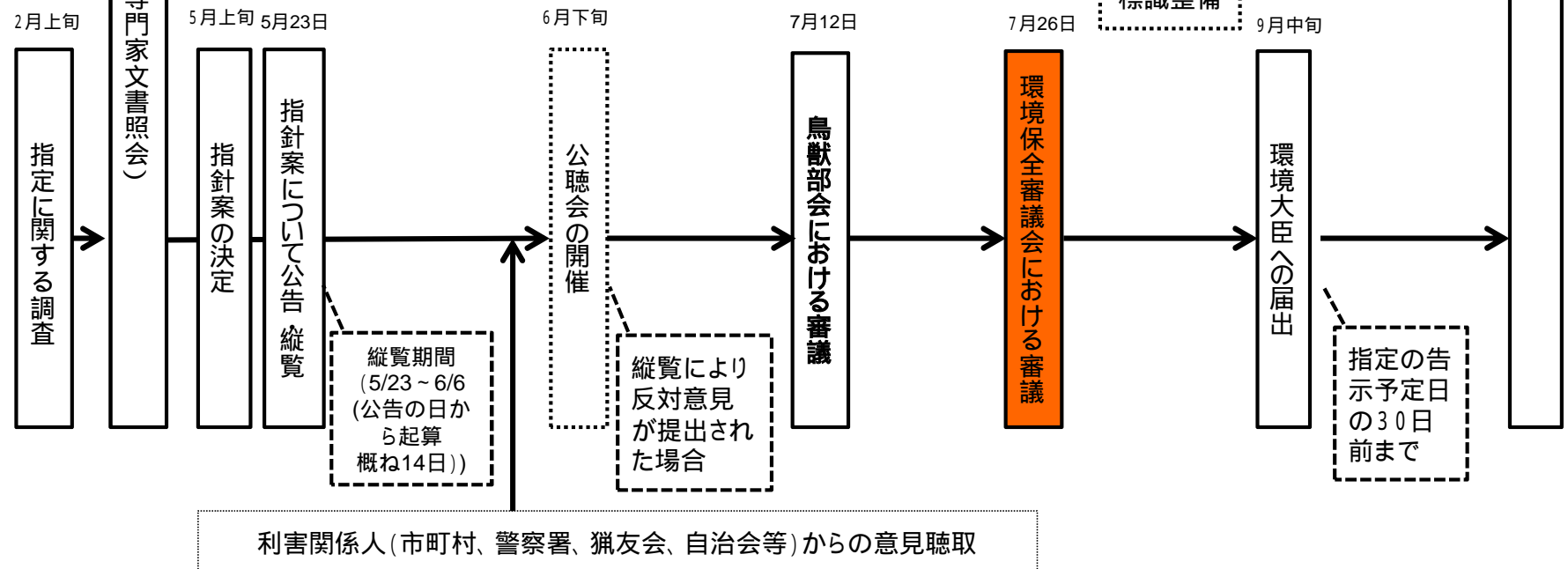
			平成28年4月1日現在		
番号	名称	所在地	指定面積	期間終了年月日	区分
1	白鳳特別保護地区	南アルプス北岳一帯	3,096.0	H36.10.31	大規模
2	大菩薩特別保護地区	甲州市塩山大菩薩嶺	111.0	H36.10.31	森林
3	甲斐駒特別保護地区	南アルプス甲斐駒ヶ岳	421.1	H28.10.31	大規模
4	三ツ峠特別保護地区	都留市高畑三ツ峠一帯	70.0	H28.10.31	森林
5	御岳特別保護地区	甲府市御岳昇仙峡	176.0	H30.10.31	森林
6	金峰山特別保護地区	甲府市金峰山一帯	255.0	H37.10.31	大規模
7	鶏冠山特別保護地区	山梨市三富鶏冠山一帯	367.6	H37.10.31	大規模
8	山中湖特別保護地区	山中湖一帯	678.0	H29.10.31	集団渡来
9	本栖特別保護地区	身延町、富士河口湖町	470.0	H30.10.31	集団渡来
10	八ヶ岳特別保護地区	北杜市八ヶ岳山麓	686.4	H30.10.31	森林
合計			6,331.1 ha		10件
平成28年度対象面積			491.1 ha		2件

鳥獣保護区の期間更新及び特別保護地区の再指定に係る手続きの流れ

鳥獣保護区の期間更新
(甲斐駒・愛宕山・三ツ峠・滝子山)



特別保護地区の再指定
(甲斐駒・三ツ峠)



審議事項(2) - 2

甲斐駒特別保護地区の再指定 について

みどり自然課

甲斐駒特別保護地区の指定について

1 特別保護地区の名称

甲斐駒特別保護地区

2 特別保護地区の区域

北杜市白州町横手並びに同市武川町柳沢所在県有林中北事業区第四百三十七林班に1小班、第四百三十八林班ろ2・イ小班、第四百三十九林班へ小班、第四百四十林班イ・ロ・ハ・ニ・ホ小班及び南アルプス市芦安芦倉所在県有林中北事業区第二十三林班イ・ロ・ハ・ニ・ホ・へ小班的区域

3 特別保護地区の存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで(10年間)

4 特別保護地区の面積

421.1ヘクタール

5 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、甲斐駒ヶ岳(標高二千九百六十七メートル)、鋸岳(標高二千六百八十五メートル)等を中心とした高山帯の地域であり、当該地区の全域が国立公園特別保護地区及び保安林に指定されている。

当該地域の植生は、甲斐駒ヶ岳山頂付近にアオノツガザクラが分布し、その下部にはコケモモ、ハイマツ、ミドリユキザサ、ダケカンバ、ウラジロモミ、コメツガ等がみられ、高山帯から亜高山帯までの植生を示す林相の変化に富んだ地域で

ある。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、中型哺乳類ではニホンザル、キツネ等が、小型哺乳類では高山性のオコジョ、トガリネズミ等が確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ルリビタキ、ビンズイ等がみられる。

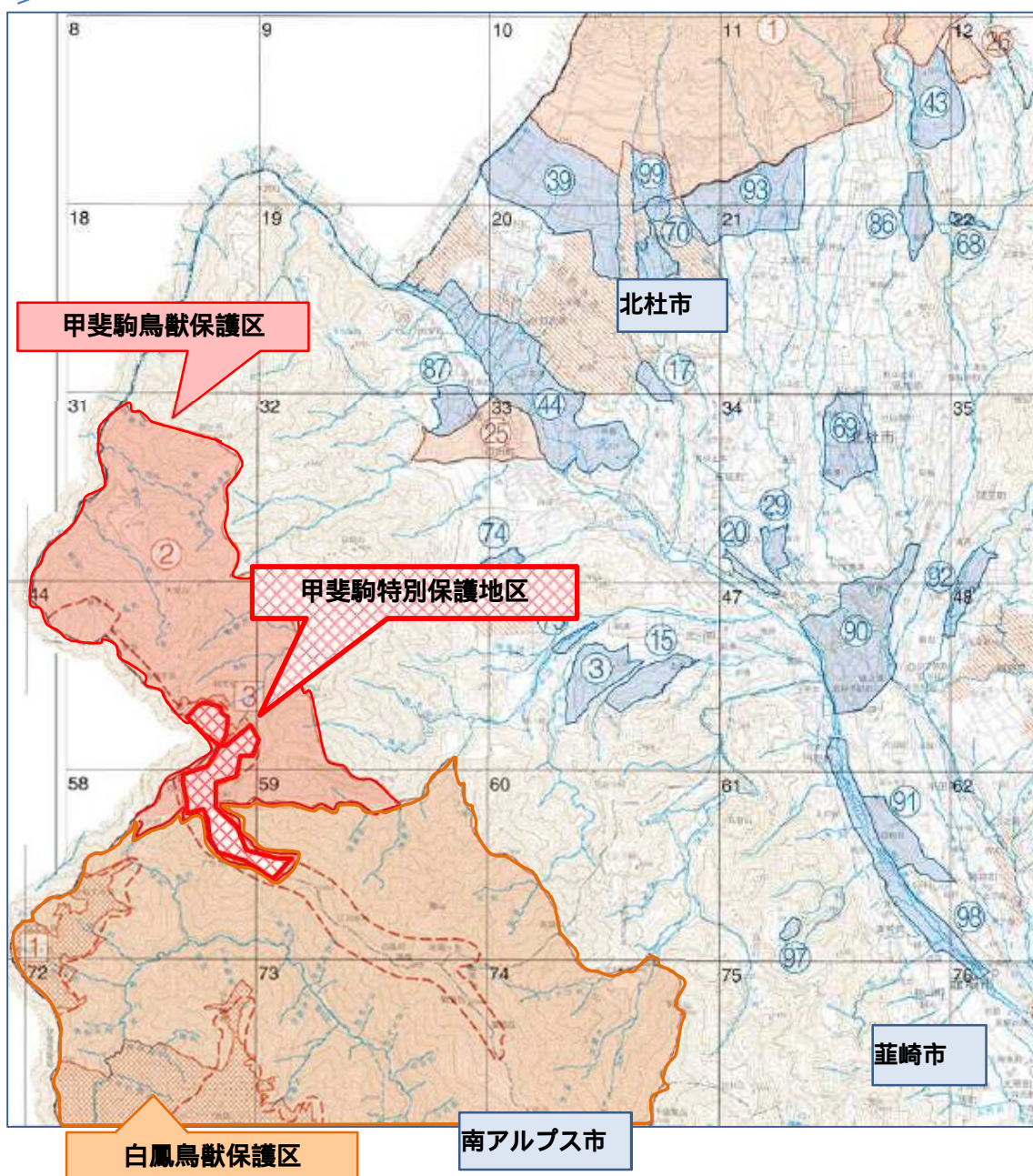
以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

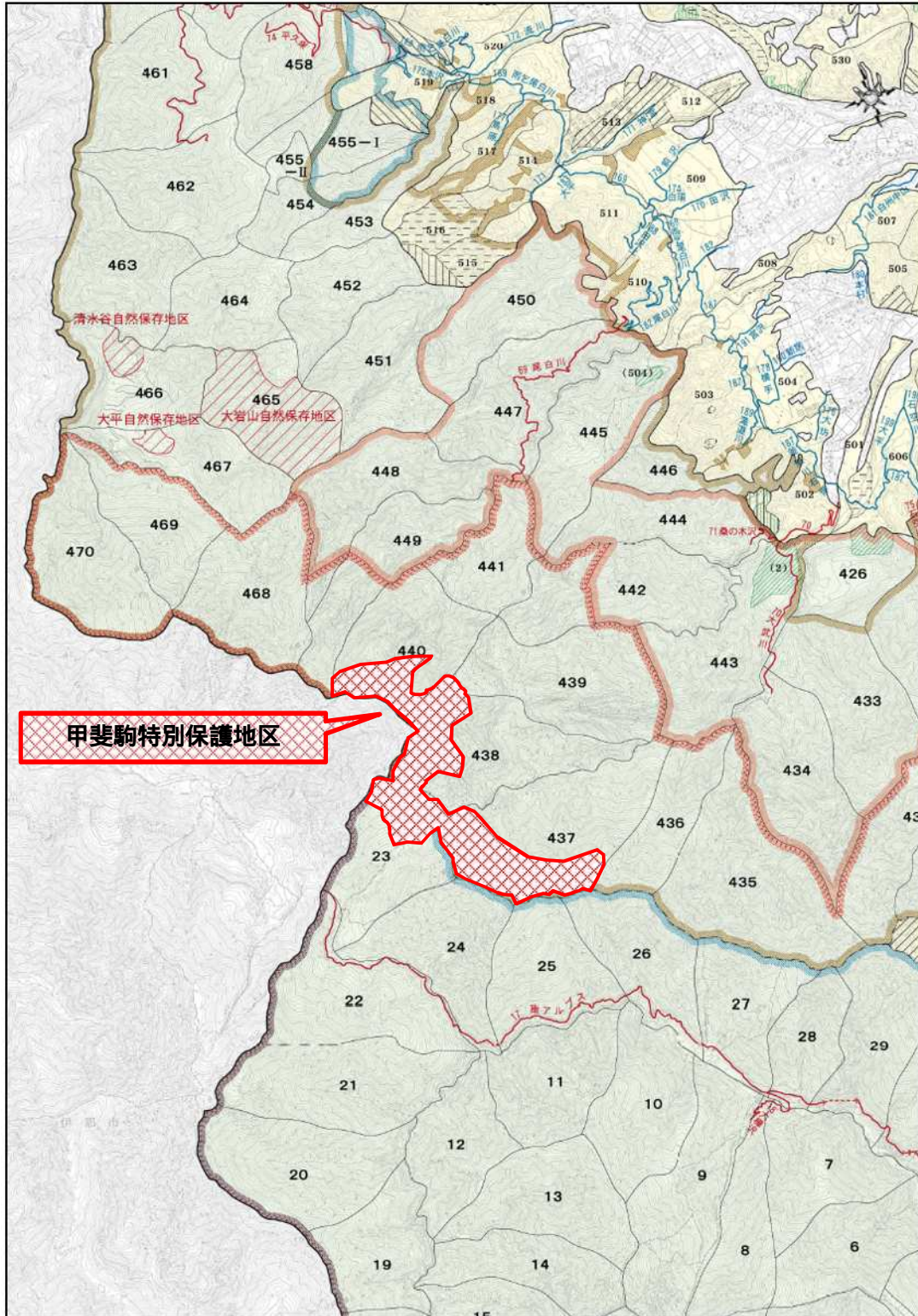
甲斐駒特別保護地区 所在地

所在：北杜市白州町横手、武川町柳沢
及び南アルプス市芦安芦倉



甲斐駒特別保護地区の区域

北杜市白州町横手並びに同市武川町柳沢所在県有林中北事業区第四百三十七林班に1小班、第四百三十八林班ろ2・イ小班、第四百三十九林班へ小班、第四百四十林班イ・ロ・ハ・ニ・ホ小班及び南アルプス市芦安芦倉所在県有林中北事業区第二十三林班イ・ロ・ハ・ニ・ホ・へ小班の区域



甲斐駒特別保護地区の指定に係る利害関係者名簿(賛否確認書)

職名	氏名	賛否	備考
北杜市長	白倉 政司	賛	
北杜警察署長	志田 浩	賛	
梨北農業協同組合代表理事組合長	澤井 實	賛	
峡北森林組合代表理事組合長	藤原 忠直	賛	
北杜市観光協会会長	浅川 力三	賛	
峡北猟友会会長	五味 力	賛	
峡北猟友会菅原分会長	遠藤 東	賛	
峡北猟友会鳳来分会長	小林 忠則	賛	
峡北猟友会駒城分会長	坂本 伴和	賛	
峡北猟友会武川分会長	小池 満雄	賛	
鳥獣保護管理員	山田 啓治	賛	
鳥獣保護管理員	竹野 政敬	賛	
恩賜県有財産管理者 山梨県知事	後藤 斎	賛	

知事の意見照会は中北林務環境事務所県有林課あてに行いました。

特別保護地区 指定に係る新旧対照表（甲斐駒特別保護地区）

現行：甲斐駒特別保護地区 公示内容（H18.11.1～H28.10.31）	改正：甲斐駒特別保護地区 公示内容案（H28.11.1～H38.10.31）
<p>1 特別保護地区の名称 甲斐駒特別保護地区</p> <p>2 特別保護地区の区域 北杜市白州町横手並びに武川町柳沢所在県有林中北事業区第四百三十七林班に1小班、第四百三十八林班ろ2・イ小班、第四百三十九林班へ小班、第四百四十林班イ・ロ・ハ・ニ・ホ小班及び南アルプス市芦安芦倉所在県有林中北事業区第二十三林班イ・ロ・ハ・ニ・ホ・へ小班的区域</p> <p>3 特別保護地区の存続期間 平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで</p> <p>4 特別保護地区の面積 四百二十一・一ヘクタール</p> <p>5 特別保護地区の保護に関する指針 (一) 鳥獣保護区の指定区分 大規模生息地の保護区 (二) 特別保護地区の指定目的 当該地区を含めた地域は、甲斐駒ヶ岳（標高二千九百六十六メートル）鋸岳（標高二千六百八十五メートル）等を中心とした高山帯の地域であり、当該地区の全域が国立公園特別保護地区及び保安林に指定されている。 当該地域の植生は、甲斐駒ヶ岳山頂付近にアオノツガザクラが分布し、その下部にはコケモモ、ハイマツ、ミドリユキザサ、ダケカンバ、ウラジロモミ、コメ</p>	<p>1 特別保護地区の名称 甲斐駒特別保護地区</p> <p>2 特別保護地区の区域 北杜市白州町横手並びに同市武川町柳沢所在県有林中北事業区第四百三十七林班に1小班、第四百三十八林班ろ2・イ小班、第四百三十九林班へ小班、第四百四十林班イ・ロ・ハ・ニ・ホ小班及び南アルプス市芦安芦倉所在県有林中北事業区第二十三林班イ・ロ・ハ・ニ・ホ・へ小班的区域</p> <p>3 特別保護地区の存続期間 平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで</p> <p>4 特別保護地区の面積 四百二十一・一ヘクタール</p> <p>5 特別保護地区の保護に関する指針の案 (一) 鳥獣保護区の指定区分 大規模生息地の保護区 (二) 特別保護地区の指定目的 当該地区を含めた地域は、甲斐駒ヶ岳（標高二千九百六十七メートル）鋸岳（標高二千六百八十五メートル）等を中心とした高山帯の地域であり、当該地区の全域が国立公園特別保護地区及び保安林に指定されている。 当該地域の植生は、甲斐駒ヶ岳山頂付近にアオノツガザクラが分布し、その下部にはコケモモ、ハイマツ、ミドリユキザサ、ダケカンバ、ウラジロモミ、コメ</p>

ツガ等がみられ、高山帯から亜高山帯までの植生を示す林相の変化に富んだ地域である。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、中型哺乳類ではニホンザル、キツネ等が、小型哺乳類では高山性のオコジョ、トガリネズミ等が確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ルリビタキ、チョウゲンボウ等がみられる。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 特別保護地区の指定の意義について、 普及啓発に努める。

ツガ等がみられ、高山帯から亜高山帯までの植生を示す林相の変化に富んだ地域である。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、中型哺乳類ではニホンザル、キツネ等が、小型哺乳類では高山性のオコジョ、トガリネズミ等が確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ルリビタキ、ビンズイ等がみられる。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

審議事項(2) - 3

三ツ峠特別保護地区の再指定
について

みどり自然課

三ツ峠特別保護地区の指定について

1 特別保護地区の名称

三ツ峠特別保護地区

2 特別保護地区の区域

都留市大幡所在県有林富士・東部事業区第六十三林班

3 特別保護地区の存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで(10年間)

4 特別保護地区の面積

70ヘクタール

5 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、三ツ峠山(標高千七百八十五・二メートル)等を中心とした亜高山帯の地域であり、当該地区は山梨県自然環境保全条例(昭和四十六年山梨県条例第三十八号)に規定する自然保存地区として昭和四十七年から指定されている。

当該地域の植生は、三ツ峠山山頂付近にクリ、ミズナラ等が分布し、その周囲にはウラジロモミ、コメツガ等が発達し、部分的にヤマボウシ、ブナ等及びカラマツ植林がみられる。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、ニホンジカ、ツキノワグマ等が、中型哺乳類ではニホンザル、ノウサギ、テン等が、小型哺乳類では

ヤマネ、アカネズミ、シマリス、オコジョ等が確認され、鳥類では、コゲラ、ヒガラ、マヒワ、キビタキ等がみられる。

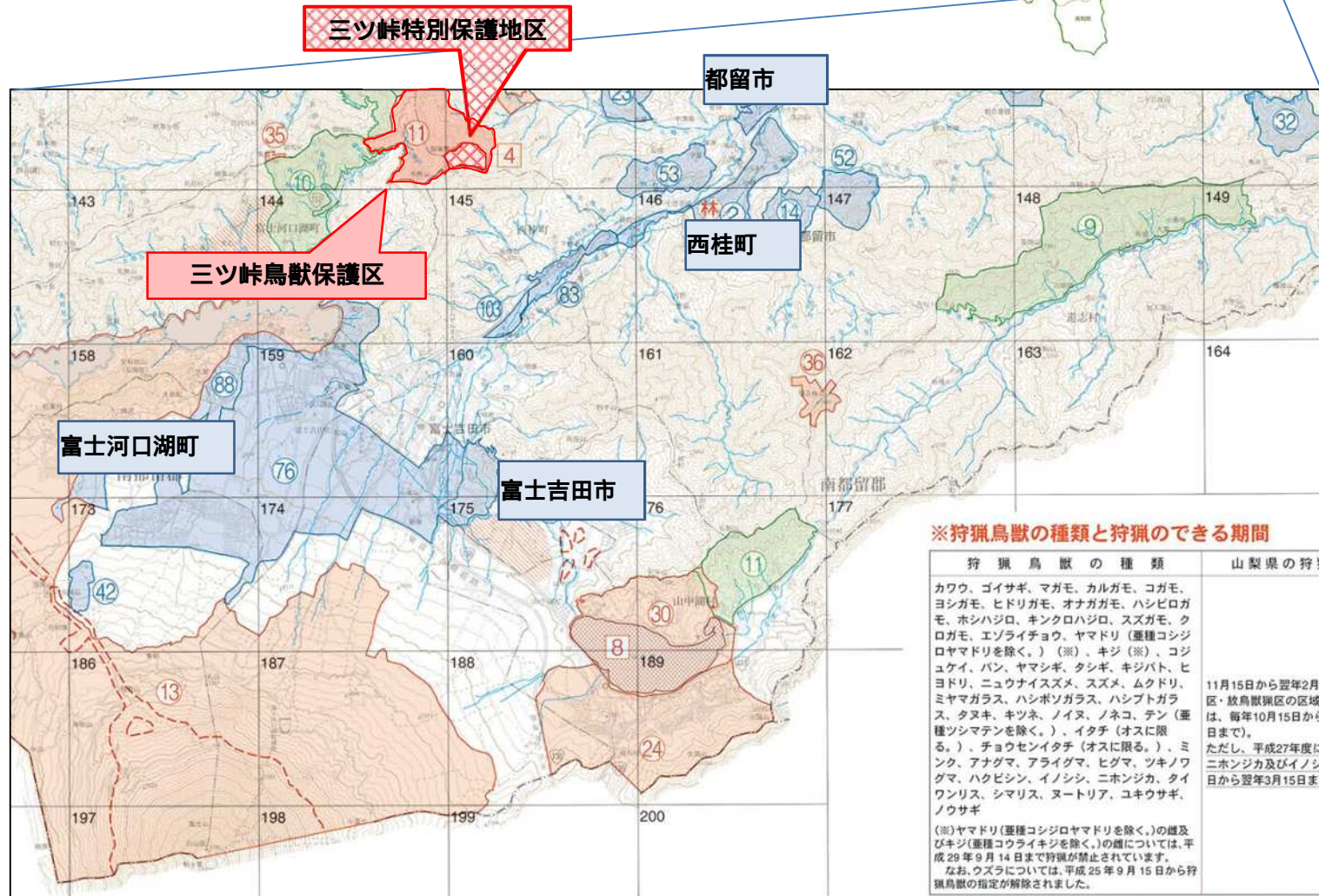
以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

三ツ峠特別保護地区所在地

所在：都留市大幡

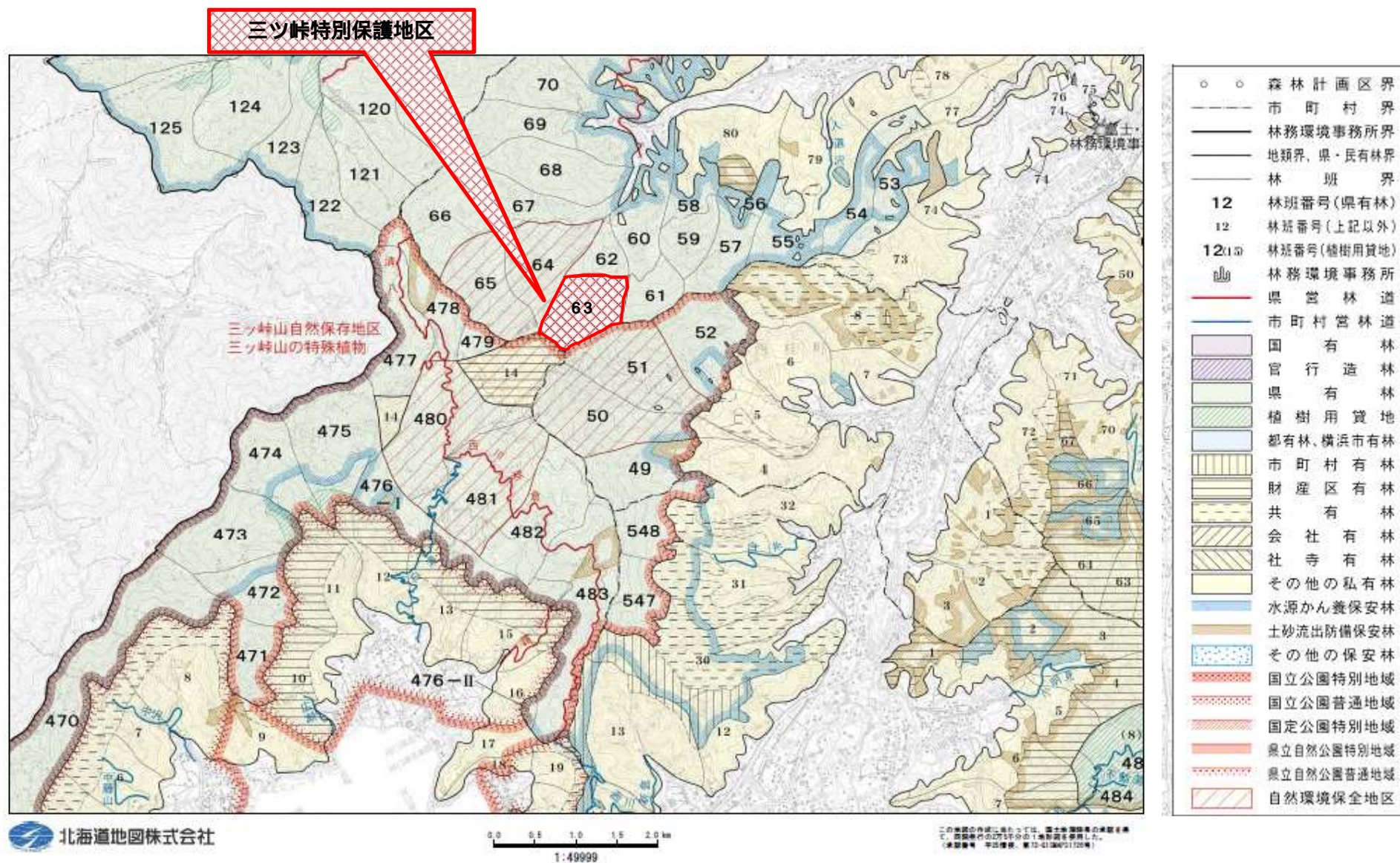


※狩猟鳥獣の種類と狩猟のできる期間

狩猟鳥獣の種類	山梨県の狩猟
カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホンハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く。)(※)、キジ(※)、コジュケイ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、ノリス、ノネコ、テン(亜種ツシマテンを除く。)、イタチ(オスに限る。)、チョウセンイタチ(オスに限る。)、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ (※)ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く。)、雌及びキジ(亜種コウライキジを除く。)、の雌については、平成29年9月14日まで狩猟が禁止されています。 なお、ウスラについては、平成25年9月15日から狩猟鳥獣の指定が解除されました。	11月15日から翌年2月15日 区・放鳥獣保護区の区域内は、毎年10月15日から翌日まで。 ただし、平成27年度につ ニホンジカ及びイノシシ 日から翌年3月15日まで。

三ツ峠特別保護地区の区域

都留市大幡所在国有林富士・東部事業区第六十三林班



三ツ峠鳥獣保護区三ツ峠特別保護地区の指定に係る利害関係者名簿(賛否確認書)

職名	氏名	賛否	備考
都留市長	堀内 富久	賛	
大月警察署長	宮川 俊樹	賛	
クレイン農業協同組合代表理事組合長	高橋 明夫	賛	
南都留森林組合長	杉本 光男	賛	
都留市観光協会長	堀内 富久	賛	
東部猟友会都留支部長	清水 和仁	賛	
鳥獣保護管理員	鈴木正道	賛	
鳥獣保護管理員	中野 泉	賛	
山梨県知事	後藤 斎	賛	

知事の意見照会は富士・東部林務環境事務所県有林課あてに行いました。

特別保護地区 指定に係る新旧対照表（三ツ峠特別保護地区）

現行：三ツ峠特別保護地区 公示内容（H18.11.1～H28.10.31）	改正：三ツ峠特別保護地区 公示内容案（H28.11.1～H38.10.31）
<p>1 特別保護地区の名称 三ツ峠特別保護地区</p> <p>2 特別保護地区の区域 都留市大幡所在県有林富士・東部事業区第六十三林班</p> <p>3 特別保護地区の存続期間 <u>平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで</u></p> <p>4 特別保護地区の面積 七十ヘクタール</p> <p>5 特別保護地区の保護に関する指針 （一）鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 （二）特別保護地区の指定目的 当該地区を含めた地域は、三ツ峠山（標高千七百八十五・二メートル）等を中心とした亜高山帯の地域であり、当該地区は山梨県自然環境保全条例_____に規定する自然保存地区として昭和四十七年から指定されている。 当該地域の植生は、三ツ峠山山頂付近にクリ、ミズナラ等が分布し、その周囲にはウラジロモミ、コメツガ等が発達し、部分的にヤマボウシ、ブナ等及びカラマツ植林がみられる。 また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、ニホンジカ、ツキノ</p>	<p>1 特別保護地区の名称 三ツ峠特別保護地区</p> <p>2 特別保護地区の区域 都留市大幡所在県有林富士・東部事業区第六十三林班</p> <p>3 特別保護地区の存続期間 <u>平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで</u></p> <p>4 特別保護地区の面積 七十ヘクタール</p> <p>5 特別保護地区の保護に関する指針の案 （一）鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 （二）特別保護地区の指定目的 当該地区を含めた地域は、三ツ峠山（標高千七百八十五・二メートル）等を中心とした亜高山帯の地域であり、当該地区は山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）に規定する自然保存地区として昭和四十七年から指定されている。 当該地域の植生は、三ツ峠山山頂付近にクリ、ミズナラ等が分布し、その周囲にはウラジロモミ、コメツガ等が発達し、部分的にヤマボウシ、ブナ等及びカラマツ植林がみられる。 また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、ニホンジカ、ツキノ</p>

ワグマ等が、中型哺乳類ではニホンザル、ノウサギ、テン等が、小型哺乳類ではヤマネ、アカネズミ、シマリス、オコジョ等が確認され、鳥類では、コゲラ、ヒガラ、マヒワ、シジュウカラ等がみられる。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 特別保護地区の指定の意義について、 普及啓発に努める。

ワグマ等が、中型哺乳類ではニホンザル、ノウサギ、テン等が、小型哺乳類ではヤマネ、アカネズミ、シマリス、オコジョ等が確認され、鳥類では、コゲラ、ヒガラ、マヒワ、キビタキ 等がみられる。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。